

平成27年第3回瑞穂市議会定例会会議録（第5号）

平成27年9月18日（金）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第56号 平成26年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第57号 平成26年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第58号 平成26年度瑞穂市水道事業会計決算の認定について
- 日程第5 議案第59号 平成26年度瑞穂市水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第6 議案第64号 平成27年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第65号 平成27年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第66号 平成27年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第50号 瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第51号 瑞穂市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第53号 平成26年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第54号 平成26年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第55号 平成26年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第61号 平成27年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第62号 平成27年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第63号 平成27年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第48号 瑞穂市債権の管理に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第49号 瑞穂市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第52号 平成26年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 議案第60号 平成27年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第21 発議第7号 地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書
- 日程第22 発議第8号 子宮頸がん予防ワクチンの副反応に対する医療支援の実施を求める意見書
- 日程第23 発議第9号 揖斐川及び根尾川の治水安全度の向上に関する意見書
- 日程第24 議員派遣について

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	森 治 久	2番	堀 武
3番	くまがいさちこ	4番	西 岡 一 成
5番	若 園 正 博	6番	庄 田 昭 人
7番	広 瀬 武 雄	8番	松 野 藤四郎
9番	広 瀬 捨 男	10番	古 川 貴 敏
11番	河 村 孝 弘	12番	清 水 治
13番	若 井 千 尋	14番	若 園 五 朗
15番	広 瀬 時 男	16番	小 川 勝 範
17番	星 川 睦 枝	18番	藤 橋 礼 治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○欠員（1名）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	棚 橋 敏 明	副 市 長	早 瀬 俊 一
教 育 長	横 山 博 信	企 画 部 長	森 和 之
総 務 部 長	大 岩 清 孝	市 民 部 長	伊 藤 弘 美
巢 南 庁 舎 管 理 部 長	田 宮 康 弘	福 祉 部 長	広 瀬 充 利
都 市 整 備 部 長	鹿 野 政 和	調 整 監	渡 辺 勇 人
環 境 水 道 部 長	梶 浦 要	会 計 管 理 者	宇 野 清 隆
教 育 次 長	高 田 敏 朗	監 査 委 員 事 務 局 長	西 村 陽 子

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	広 瀬 照 泰	書 記	今 木 浩 靖
書 記	島 田 将 志		

## 開議の宣告

○議長（小川勝範君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

---

## 日程第1 諸般の報告

○議長（小川勝範君） 日程第1、諸般の報告を行います。

2件報告します。

まず1件については、広瀬事務局長から報告させます。

○議会事務局長（広瀬照泰君） 議長にかわりまして、1件報告いたします。

お手元に配付してありますとおり、本定例会の初日に報告し、配付させていただきました地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査の結果報告書2件のうち、本巣地区交通安全協会瑞穂支部の報告書に訂正がありました。詳細につきましては、配付してあります文書で御確認ください。以上でございます。

○議長（小川勝範君） 2件目は、お手元に配付してありましたとおり、9月15日、清水治君から発議第9号揖斐川及び根尾川の治水安全度の向上に関する意見書を受理しました。これについては、後ほど議題としたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

---

## 日程第2 議案第56号から日程第8 議案第66号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（小川勝範君） 日程第2、議案第56号平成26年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第8、議案第66号平成27年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）までを一括議題とします。

これらについては、産業建設委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

産業建設委員長 清水治君。

○産業建設委員長（清水 治君） 皆さん、おはようございます。

議席番号12番 清水治です。

議長より発言の許可をいただきましたので、ただいま一括議題となりました7議案について、会議規則第39条の規定により産業建設委員会の審査の経過及び結果について報告をいたします。

産業建設委員会は、9月9日午前9時30分から巣南庁舎3の2会議室で開会をいたしました。

6名全員の委員が出席し、執行部から市長、副市長、所管の部長、調整監、課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査をした議案番号順に要点を絞って報告をいたします。

初めに、議案第56号平成26年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査いたしました。

これについては、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で認定をされました。

次に、議案第57号平成26年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査いたしました。

執行部から決算事業報告書に基づき補足説明があった後、質疑に入り、委員から、一般会計からの繰入金で維持管理をしている感じがするが、実際にはどうなのかとの質疑に対し、一般会計繰入金1,638万4,000円、公債費の償還金として、元金と利子を合わせて1,091万1,000円、差額が547万3,000円となり、施設等の修繕に充てている結果となっているとの答弁がありました。

また、98.6%と高い水洗化率で、今後の使用料収入の増加を見込めない状況で安定的に維持をしていくためには、使用料を値上げするか、または毎年一般会計からの繰入金で補填し続けるしかないと考えるが、この事業特別会計の今後についてどう考えているのかとの質疑に対して、高い水洗化率であるが、年間有収水量で過去と比較すると、平成17年度末で4万7,709立米、平成26年度末で4万1,393立米と、約6,316立米分の使用料収入が減っている。原因としては、人口の減少と高齢化により使用する水の量が減ってきたことが考えられる。

また、平成17年度の経費回収率 ―― これは維持管理費に対する使用料収入です ―― は76.6%、平成26年度末では59.5%となっており、当初は100%に近い維持管理費を賄っていたが、近年は一般会計からの繰入金で運営しなければならない状況である。

呂久地区は約130件が接続しているが、処理場の維持管理としては、規模的に小さいため効率が悪い。将来的には、隣接する神戸町柳瀬地区が下水道事業を行う際に呂久地区も接続できるよう協議はしているとの答弁がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で認定されました。

次に、議案第58号平成26年度瑞穂市水道事業会計決算の認定についてを審査いたしました。

執行部から決算事業報告書に基づき補足説明があった後、質疑に入り、委員から、決算書に石綿セメント管の改良工事については今後も継続的に取り組まなければならない課題とあるが、健康被害の問題や漏水の発生頻度が高いことなどから工事は必要と考えるが、今後の計画についての質疑があり、市で把握している箇所について、今後も優先的に新しい管に取りかえていくとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で認定されました。

なお、委員会終了後に執行部より石綿セメント管についての補足説明があり、この石綿セメント管は台帳上では529メートルある。今でも優先的に新しい管に取りかえている。まだ石綿セメント管の残っているJR東海道本線下や県道などは単独で施行することが困難なことから、道路改良工事にあわせて順次行う。また、今年度からの決算書の工事概要には石綿セメント管の改良について表記して、わかりやすいように記載したいとの説明もありました。

次に、議案第59号平成26年度瑞穂市水道事業会計剰余金の処分について、議案第64号平成27年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第65号平成27年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、最後に議案第66号平成27年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）を審査いたしました。

これらについては、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決をされました。

以上で、産業建設委員会の委員長報告を終わります。平成27年9月18日、産業建設委員会委員長 清水治。以上でございます。

○議長（小川勝範君） これより議案第56号平成26年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に、皆さん方に申し上げます。

採決は、起立採決にあわせて、採決システムを導入をしておりますので、必ず賛成の方は賛成のボタン、反対の方は反対のボタンを必ず押していただくように、よろしく願いをいたします。

これから議案第56号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第56号は委員長報告のとおり認定されました。

これより議案第57号平成26年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

ての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第57号は委員長報告のとおり認定されました。

これより議案第58号平成26年度瑞穂市水道事業会計決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第58号は委員長報告のとおり認定されました。

これより議案第59号平成26年度瑞穂市水道事業会計剰余金の処分についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第59号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第64号平成27年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。

本案に対する委員長報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第65号平成27年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第65号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第66号平成27年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕



○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第66号は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第50号から日程第16 議案第63号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（小川勝範君） 日程第9、議案第50号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてから日程第16、議案第63号平成27年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）までを一括議題とします。

これらについては、文教厚生委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長 庄田昭人君。

○文教厚生委員長（庄田昭人君） おはようございます。

議席番号6番 庄田昭人。

議長のお許しをいただき、平成27年第3回定例会文教厚生委員会の委員長報告をいたします。

ただいま一括議題となりました8議案につきまして、会議規則第39条の規定により、文教厚生委員会の審査の経過及び結果について報告いたします。

文教厚生委員会は、9月10日午前9時30分から穂積庁舎議員会議室で開催いたしました。6名の委員が出席し、執行部から市長、副市長、教育長、所管の部長、次長及び課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に要点を絞って報告します。

初めに、議案第50号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

本案については、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第51号瑞穂市手数料条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、県では既に屋外広告物条例は改正されているのかとの質疑に対して、県の条例も既に改正されていることを確認済みであるとの答弁を受けました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第53号平成26年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査しました。

執行部から決算事業報告書に基づき補足説明があった後、質疑に入り、委員から、税率を上げるとき3,000万円ぐらいの黒字を見込んでいたが、1,000万円ぐらいの黒字で終わった要因は何かとの質疑に対して、1人当たりの医療費は平成26年度も引き続き増加している。税率を上

げたことで5,000万円ほどの増収となっているが、実際の収入はこれに収納率を乗じた額となる。さらに、保険税率を改正していなければ赤字となっていたとの答弁がありました。

また、委員から、限度額を上げるということは、中間層に対して軽減措置を拡大することであると認識しているが、この点はどうかとの質疑に対して、低所得者層の軽減対象者は増加している。軽減対象とならない中間層については、税率を上げるため影響はしているものの、限度額を上げたことによる中間層への影響はないので、改めて分析したいとの答弁がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で認定されました。

次に、議案第54号平成26年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査しました。

本案については、質疑、討論なく、全会一致で認定されました。

次に、議案第55号平成26年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査しました。

本案については、多くの時間をかけ審議いたしました。

まず、決算事業報告書に基づき補足説明があった後、さらに監査委員から指摘された学校給食費の不適正な会計処理について、執行部にさらに詳しい説明を求めたところ、指摘された支出伝票と請求書及び給食会計の合併時からの収支状況と平成24年度から平成27年度までの月別収支状況の資料が配付されました。

執行部からの追加補足説明を要約すると、次のとおりです。

まず1点目の不適正な会計処理については、請求書が分割され、それが発覚した経緯について、6月22日に監査委員事務局長から、平成26年度4月分の支出伝票の中に平成26年3月分の賄い材料費が入っているのではないかと確認してくださいとのメールがありました。それを受け、早速会計課から伝票の写しを取り寄せた後、現給食センター所長に請求書と納品書を確認するよう指示しました。その結果、納品書と請求書の牛乳の数に食い違いがあり、相手方の請求書を確認するため、6月30日、現給食センター所長と一緒に（公財）岐阜県学校給食会を訪問しました。

相手先の事務局長の話では、通常請求書は分けないが、当時の給食センター所長から電話依頼があったので、やむなく分割したとのことでした。相手方の請求書控えは分ける前の一本の請求書控えで、正当に決算処理をしていたとのことでした。その事実を受け、7月1日に監査委員に説明をし、決算審査を受けたとのことでした。請求書を分割することはあってはならないことである。また、当時の給食センター所長からの相談はなかったとのことでした。

当時の給食センター所長の検査印が押してあったということで、この検査印を信用していたことに大きな原因があり、今後は給食センターで保管・確認をしていた納品書を全て教育総務課に送付してもらい、帳簿をつけるなど、組織全体でチェックし、二度とこのようなことが起

こらない対応をしたいとの説明がありました。

2点目の健全な事業運営がなされていなかったことについては、給食費（収入）と賄材料費（支出）の計画的な執行ができていなかったことが原因であり、今後はこれまでできていなかった年間の執行計画を作成し、教育総務課長と給食センター所長で毎月見直しを行い、さらに献立を作成している栄養教諭も交え、2カ月に1回の調整会議を開き、教育長決裁を得て組織全体でチェックする体制をとり、善処していくとの説明がありました。

この後、質疑に入り、委員から、決してあってはならないことで、きちんとした決裁の流れが必要である。また、保護者に対してはどのように対応をするのかとの質疑に対して、本議会が終わり次第、速やかに学校を通して保護者におわびの文書を送付するとの答弁がありました。

また、単年度収支が赤字となってしまう運営をしたことが問題であり、作為的でなかったのか疑ってしまうとの質疑に対して、当時、事務職員が病気で休んでおり、給食センター所長に事務処理の余裕がなかったのではないかと。また、給食センター所長がなぜ分割してしまったのかについては、確認できていないとの答弁がありました。

また、平成25年度は、教育委員会の暑さ対策のため、夏季休業に午前授業を行うという新しい事業が始まったが、その事業計画自体が考慮されていなかったのではないかと質疑に対して、平成25年度の当初より暑さ対策における5日分は算入し、年度当初より207日の予算を組み、スタートしておりました。それによると、給食数が増加したことは事実だが、最も大きな原因としては計画的な執行ができていなかったことで、今後はしっかり年間の執行計画を策定し、対応したいとの答弁がありました。

また、年間の執行計画において、詳細な月次試算表を作成するべきではないのかとの質疑に対し、今まで月次管理を行っていなかったため、主食・副食などに分けた個数、日数など、詳細な月別年間執行計画を立てたいとの答弁がありました。

また、平成25年度だけ何か特別なことがあったのか。特に、夏休みの午前授業における5日間の給食提供が影響しているのか、根本的な原因はどの質疑には、夏休みの午前授業における5日間の給食提供は、年間の延べ食数が増加したことの要因であるが、やはり執行計画を立てなかったのが大きな原因であるとの答弁がありました。

また、不適正だとわかっている議案をどうして提出したのかとの質疑には、今回、監査委員より不適正な会計と指摘を受けたが、既に平成25年度の決算は承認され、その額で決算されているため、平成26年度はその額のまま議案として提出したとの答弁がありました。

また、不適正な会計処理によって次年度の1食当たりの給食費に影響があったのかとの質疑には、影響はあったとの答弁がありました。

最後に、質疑の中で出た意見には、終わったことを言ってもどうにもならないが、今後気をつけてほしい。決裁した執行部も反省しておられるようなので、今後は責任を持ってしっかり

確認してほしい。負担に合うような賄い材料の購入をお願いしたい。今日の説明は二度と通用しない。いずれにしても、チェック機能が甘かった。同じことを本当に繰り返してもらいたくない。今後、しっかり対応してほしいといった意見があり、今後はチェック機能をさらに強化するなど、適正な事務執行をお願いするものであります。

この後、討論に入り、執行部側から違法性がある決算だと認められた。議会が認定しなくても影響はないが、<sup>※</sup>議員としての合理的責任は免れないから認定できないという反対討論がありました。

賛成討論なく、採決の結果、賛成者多数で認定されました。

次に、議案第61号平成27年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について審査しました。

執行部から補正予算書に基づき補足説明があった後、質疑に入り、委員から、繰越金で当初予算1億円、今回1億7,000万円補正しているが、この意味はどの質疑に対し、例年はずっと少ない繰越金だが、実績を見込んで当初予算額を1億円としたとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

最後に、議案第62号平成27年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第63号平成27年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）については、質疑、討論なく、採決の結果、第62号については全会一致で、第63号については賛成多数で可決されました。

以上で、文教厚生委員会の委員長報告を終わります。平成27年9月18日、文教厚生委員会委員長 庄田昭人。

○議長（小川勝範君） これより、議案第50号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方

※ 後刻訂正発言あり

は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第51号瑞穂市手数料条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

○4番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

本案は、瑞穂市手数料条例の一部を改正する条例であります。いずれにいたしましても、改正の前提はマイナンバー法の施行に伴う通知カード及び個人番号カードに係る議案であります。よって、マイナンバー法に絶対反対の立場である私といたしましては、本案に反対をせざるを得ません。

簡潔に、マイナンバー法とその制度について、反対の根拠を述べておきたいと思えます。

まず、そもそもこの制度の内容について、どれだけの国民、住民がその内容を理解しているのでしょうか、甚だ疑問であります。マイナンバー制度導入を主導してきた向井治紀内閣官房社会保障改革担当室審議官は、「ジュリスト」13年8月号で次のように述べているということでもあります。国民の個人情報完全に近い形に名寄せすることで、税・保険料を漏れなく徴収するとともに、社会保障の基準となる所得把握を厳密化することで、社会保障制度の対象を行政が低所得・低資産と認める一部の人に限定をしていく、こういうことでもあります。制度導入の狙いが明らかではありませんか。

政府は、マイナンバー制度は行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤などともっともらしいことを言うておりますけれども、本当の狙いは、政府が国民の収入・財産の実態を把握し、税・保険料の徴収を強化するとともに、社会保障の給付を削減するということにあると言わざるを得ません。

マイナンバー法は、当初は税と社会保障、災害関連が利用範囲とされていたわけですが、この9月3日には、預金口座番号やメタボ健診等にもその利用範囲を拡大する改正

法が可決・成立をいたしております。預貯金口座への共通番号の付番によって、政府が国民の資産を効率的に把握する、そういうことができるようになるわけでありませう。

また、メタボ健診の検査項目には、身長、体重などの情報のみならず、薬の履歴、血液検査による糖質検査、血糖検査、肝機能検査、さらには医師の判断により行われる心電図、眼底検査、貧血検査の情報も含まれております。まさに個人のプライバシーにかかわる重大な個人情報であり、医療情報そのものであります。

ちなみに、9月12日の中日新聞を見ましても、このマイナンバー制度は、ヨーロッパ、韓国など多くの国で導入をされておるわけですが、要するに、非常に情報が漏えいをするということで、一つの番号で全ての情報を集約するというのではなくて、やはり分野ごとにやるというふうになっている。だから、今の制度で、我々国民にとってみれば、何の問題も別がないわけでありませう。したがって、世界の動向に逆行しているということも中日新聞は書いております。

実際問題は、憲法問題も、いろいろプライバシーの権利の問題であるんですが、いずれにいたしましても、コンビニのローソンではフランチャイズ分を含めて20万人分の従業員の情報を把握すると。ということは、それをローソンが管理をする、民間が管理をする、こういうことですよ。ですから、情報漏えいということは非常に重大な問題になってくるわけでありませう。

したがって、このマイナンバー制度の通知カードが10月5日から簡易書留で発送される、来年1月から実際運用していくということでありませうけれども、まだまだその内容については、冒頭申し上げたとおり、国民の理解度は進んでいないし、そしてその内容は大変危険な、丸裸にされると。一人一人の国民、赤ちゃんからじいちゃん、ばあちゃんまで丸裸にされて、国家によって管理される。こんな社会が民主主義かどうか。そのことをやっぱり考えていかないと、今の集団的自衛権の流れとともに全体の行政を形づくっているということを私は認識いたしますので、そういう危ないことは絶対やってはいかんと、そういう立場でありますので、反対の討論とさせていただきます。

○議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。

本案に対する委員長報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第53号平成26年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。

本案に対する委員長報告は、認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第53号は委員長報告のとおり認定されました。

これより議案第54号平成26年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第54号は委員長報告のとおり認定されました。

これより議案第55号平成26年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） 3番 くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） 議席番号3番 くまがいさちこです。

議案第55号平成26年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑をいたします。

監査によって指摘されたのは2点ございます。1つは、会計を分割処理した、不正なことですね。もう1つは、余らせた。これが健全な運営ではないという2点でした。このことに関して話し合いが行われ、ここにまとめられているわけです。

それによりますと、監査でも指摘されておりますが、給食センターと教育委員会の連携、指導をしていなかった。不足だったじゃないですね。ほかのまちはしていると。でも、瑞穂市はしていなかった。これは、教育委員会の統率、秩序ができていないという指摘で、その点についてはきちんとやって、二度とこういうことがないようにするという反省が述べられましたから、結構でございます。

不正な分割処理が、なぜそういうふうになったかということに関してですが、この一番大もとは、この委員長報告にもまとめられております。夏休みの暑さ対策の半日授業で5日間の給食費がふえたからで、このお金と赤字になったお金がぴたりと一致するということは監査で指摘されておりましたが、教育委員会が出した資料でも、一覧表でもぴたりと合っておりました。

ここまで言い及んでいるわけですが、その奥について文教厚生委員会では話し合われたでしょうか。つまり経緯から見れば、総括のときにも申し上げましたが、エアコンは設置しない、暑さに耐えることも大事だということで、そのかわり半日授業をします。この実施について、一部議員と教育委員会の癒着はありありです。私、総括でも申し上げました。お名前はあえて申し上げませんが、一般質問で学力をどう上げますかという質問に対して、暑さ対策の半日授業をしますと。私、非常におかしかったので、全部そのときに調べました。

そして、教育長さんは、全国的に例のない瑞穂試行だと言ってテレビにもお出になって、そもそも私が一番言いたいことは、政治家と教育委員会の癒着からこの授業ができて、ここまで来るとは思っていませんでした。赤字でこのようになってしまうということは。本当に怖いなあと思いました。ここまで明らかに引っ張ってきちゃうということ。このことについて話し合



われたかどうか、お聞きいたします。

○議長（小川勝範君） 文教厚生委員長 庄田昭人君。

○文教厚生委員長（庄田昭人君） くまがい議員の質疑に対して答弁をさせていただきます。

文教厚生委員会では、癒着等の話し合い、言葉も一切出しておらず、その部分について、癒着の中でこのようなことが起きたとの話し合いはありませんでした。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） 先ほどはあえて申し上げませんでした、さらにあえて申し上げます。

その一般質問をしたのは庄田昭人議員でした。答えたのは横山教育長でした。やっぱり安易に癒着による施策ですね、半日授業などという。大変親にも評判が悪かったですね。癒着をいっつもずっと指摘してきましたが、そこから来る安易な施策を今後はもうしないという反省も求めて、質疑を終わります。

○議長（小川勝範君） 答弁よろしいか。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

○文教厚生委員長（庄田昭人君） ただいまのくまがい議員の質疑であります、また質疑の中で答弁は要らないということですが、「癒着」という言葉については大変遺憾であるというふうに思っております。

それが癒着であるかということに関して、何が癒着なのか。それについては何ら証明するものでもなく、しっかりとしたこれは議論の中で、話し合いの中でと言いながら、私は夏休みのことについては前よりということでもありますので、それが癒着であって、それが今回に至ったというようなことの経緯は何ら証明も関係も私にはありませんので、それを癒着だという言葉は大変不愉快、もしくは不適切な言葉ではないかというふうに思いますが、今回の文教厚生委員会の中では、その部分については全く話し合われておりませんので、くまがい議員個人の御意見かというふうに伺わせていただきます。

○議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） 議席番号3番 くまがいさちこです。

やっぱり私たち議員が採決の対象というか、当事者になるわけですが、議員として、末端ながら政治家として非常に襟を正さなければならないという意味を込めて、その大もとのところまでは情報を共有できなかった。私は何度も述べましたけれどね。共有できなかったということは大変残念ですので、私たちは反省しなければならないという思いを込めて、反対をいたします。

○議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） 河村孝弘君。

○11番（河村孝弘君） 議席番号11番 河村孝弘です。

先ほどの発言ですけど、感情論だけで言われると何が反対かさっぱりわかりませんが、端的に申し上げまして、給食の決算の認定についての中身だけ、副委員長としての立場でお答えいたします。

基本的には執行部の中で、26年度3月、4月、これ前監査委員が発見すべきことだとも思いますけど、それが今期までずれ込んだという一つの大きな問題もあると思います。

それについて、私も申し上げましたけど、月次試算表等々、必ず月次ごとに1カ月おくれ、2カ月おくれまでに決算をして、きっちりと精査していくということと、教育委員会、執行部、行政、高田次長のほうも痛切に責任があると、責任をとってでも改善していきたいということの話の中で、やはり過去のことを問うということも必要かもわかりませんが、今後改善策をしっかりと持って、二度とこういうことが起こらないことを前向きに処理していくという態度で、文教厚生委員会としては、全員一致じゃないんですけど、多数として認定させていただきました。これを賛成討論とさせていただきます。

○議長（小川勝範君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） おはようございます。

議席番号8番 松野藤四郎でございます。

今、議題となっています学校給食費の件でございますけれども、私も常任委員会の委員としていろいろその席上でお話をしました。そして、最後には、反対少数といえますか、私1人が反対して、あの方が賛成ということで認定されてきた議案でございます。

この件については、一般質問、あるいは昨年9月の総括質疑の中でも言いました。きょうの委員長報告の中で書いていますけれども、3月分と4月分に分けた、これが不正経理の原因

ですけれども、確認できないということをおっしゃるんですね。不正経理のもとになったのは、五百何万が異常にお金が出ていくわけですよ。だから、3月と4月に分けた。その確認をしてもらわなアカンですよ、教育委員会としては。

そこまで細かく委員会の中では話をしなかったんですけども、いずれにしてもこの認定行為といいますか、決算の認定は自治法の233条ですかね。そこで決算ということがあるわけですが、執行部が認定について議案を出してきまして議会で受けた、その時点でもう認定されておるといことになっておるんですね。けれども、今回の不正については、やはり議員として認定できないと。

これは、ここにも書いてありましたですね、委員長報告の中で。道義的といいますけど、私の言ったのは、住民に対してこういった不正のものを議員が認定してはいけません。認定すると道義的責任がありますよ、政治的責任はありますよと。そういうことは議員として免れないと、その立場から私はこの議案に反対したわけですよ。ですから、賛成される、ここで今度採決に入るわけですが、認定された議員はそういった責任というものもある程度免れない、責任がね。そういうふうに感じます。

いずれにしても、この議案については私は反対をいたします。引き続き27年度の補正予算も出てきますけれども、関連しておりますから、あわせて反対をいたします。

○議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川勝範君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 議席番号13番 若井千尋でございます。

私も文教厚生委員のメンバーでございまして、このことにつきましては委員長の報告があったとおりでございます。いろいろな意見が出まして、その中で、最初にいろんな原因があったということは執行部からも当然ございましたし、今、松野議員がおっしゃった不正な処理とかいう言葉が出ましたが、ここでは不適切というか、適正でないという部分。不正と適正でない部分というのは大きく違いがあるというふうに思います。

この決算に関しては、議会として、議員として私も賛成をして、その結果出てきたことに対して、監査委員のほうから不適正な問題があったということでこの問題を提起されたわけでございますし、そのことを文教委員として審議したわけでございますけれども、るる問題があったということに関しては、例えば教育委員会のほうもチェック機関が甘かったとかいうことがあったと思いますが、全てのこれが原因であったということはなかなか判断しにくいということに対しての内容であったかというふうに思います。

ですから、この処理に対して故意に不正があったのかどうかということまでは審議しませんでしたけれども、議会としてこれを承認した後にこの問題が出てきたことに対して、監査から

の問題を提起していただいたことに対して、委員長の報告のとおり、この内容で審議はさせていただきましたが、このことも含めて執行部のほうからも二度とこういうことがないように、私自身もこの内容で、今回の説明は自分自身は了解しますけど、このようなことが二度と、本当にこのような説明が全て通るなんてことは当然思っておりませんので、二度と通用しませんということで自分なりに判断をさせていただきました。

当然、議会としてこのことを認めた上、また今松野委員からおっしゃったように、このことに対してどういう判断をしたかということは当然責任がある、こういうふうに思っておりますので、ちょっとまとまりませんが、そういった意味で、賛成をさせていただいた立場で、今の委員長報告に対しての賛成討論とさせていただきます。以上でございます。

○議長（小川勝範君） 次に、反対者の発言を許可いたします。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第55号は委員長報告のとおり認定されました。

これより議案第61号平成27年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第61号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第62号平成27年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第63号平成27年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 議席番号8番 松野藤四郎でございます。

平成27年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

文教厚生委員会の委員でございますけれども、常任委員会の席上でもお話ししましたけれど

も、あえて言います。

この補正予算書は、繰越金が358万1,000円、26年度から27年度に今回9月の補正予算に入れてきておるわけですが、実際は358万1,000円じゃないですよ。26年4月に三百十何万支払っておるんですよ、前々年度の食料品をね。だから、実際は繰越金をもっと多くなるというのか、三百十何万プラス今回の358万、六百何万という計算になると思います。要は不適正な会計処理をしてきた中での今回の繰越金ですので、これについては反対をいたします。

○議長（小川勝範君） 次に、賛成者の発言を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川勝範君） 森治久君。

○1番（森 治久君） 議席番号1番 森治久でございます。

議案第63号に対して、賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど議案第55号でも賛成の討論をさせていただこうと思いましたが、また今それに付随する反対討論がございましたので、あえて賛成討論をさせていただきます。

ただいま25年度の学校給食事業特別会計の収支において、適切な処理ではなかったため、その繰越金が翌年度の26年度に影響するということで、適切ではない繰越金であるのではないかとということで反対ということでございましたが、その前の段階を考えた場合に、先ほども若井議員のほうから、不正と適切でないというお話がございました。

この学校給食費の25年度におきまして、5日間の夏休みにおいての初めての取り組みは、結果的にはどのような成果、またこのような単年度収支において適切な処理ができなかったということにつながったやもしれませんが、いずれにせよこの瑞穂市に住まわれる子供たちの学力の向上に寄与するために何か策はないか、暑さ対策としてとれる措置はないかということで、教育委員会を初め行政の皆さんが知恵を絞った中で、その当時はクーラーをとともつけられないということで、苦渋の決断の中でそのような対策をしていただいたと私は考えております。

また、それがその当時の議員の皆さんにおいて、しっかりやってくださいよ、この瑞穂市の子供たちは私たち瑞穂市全体の宝ですよというようなことで認めさせていただいたことであろうと思います。確かに、結果的には適切な処理ができなかったということで、大変執行部においても、教育委員会においても、今後は適切な収支決算ができるように、措置ができるように改めるところは改め、正すところは正し、そして年次計画をもっともっと綿密に計画するというのでございます。

いずれにせよ、事の始まりは私たちの大切な宝である子供たちの学力の向上であったり、暑さを少しでも緩和させたいという事業でございました。そういう点におきましても、繰越金は確かにあっていいものではないと思います。繰越金自身が、よく言われる補助金等が出ておる場合、また次年度において、これは納める方が年次年次変わっていくのでございますので、

当然繰越金はあっていいものではないと思いますが、許される範疇のやむを得ない繰越金であれば、私は認定をしても議員として問題がないかと考え、賛成の立場で討論とさせていただきます。以上でございます。

○議長（小川勝範君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。

議事の都合によりまして暫時休憩いたします。なお、再開は10時30分からいたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時30分

○議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

---

#### 日程第17 議案第48号から日程第20 議案第60号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（小川勝範君） 日程第17、議案第48号瑞穂市債権の管理に関する条例の制定についてから日程第20、議案第60号平成27年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）までを一括議題といたします。

これらについては、総務常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

総務委員長 若園五朗君。

○総務委員長（若園五朗君） 議席番号14番 若園五朗。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、総務委員会委員長報告をいたします。

ただいま一括議題となりました4議案につきまして、会議規則第39条の規定により、総務委員会の審査の経過及び結果について報告いたします。

総務委員会は、9月11日の午前9時30分から穂積庁舎議員会議室で開催いたしました。全委員が出席し、執行部から市長、副市長、会計管理者及び所管の部課長、また一般会計の決算と補正予算のため、当委員会所管以外の教育長、各部長、教育次長、調整監にも出席を求め、議

案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案につきまして、要点を絞って報告いたします。

まず初めに、議案第52号平成26年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についてを審査いたしました。

本案については、他の常任委員会でそれぞれの所管部分について協議された結果、特に意見はありませんでした。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、民生費の母子生活支援施設措置費の内容はどの質疑に対しまして、母と子2人の計3名をDV等の被害から守るため、母子生活支援施設に保護した措置費であると。月々30万円ほどの経費が必要であったとの答弁がありました。

また、下水道費の下水道基本計画業務委託料の内容はどの質疑に対しまして、都市計画決定の事業認可の図書の策定業務に係る委託料であるとの答弁がありました。

また、市税の収入未済額が前年度に比べて増加しており、特に固定資産税が多いことをどのように考えているかとの質疑に対しまして、固定資産税の収納率が上がっていないのは、住宅地を所有している方の高齢化に伴う収入減が要因と考えられるということでございます。不動産は、差し押さえてもその後の換価が難しく、今後は研究が必要との答弁がありました。この答弁を受け、もっと厳しい姿勢で取り組むべきである。この決算の状況を見ると、収納対策推進プロジェクトチームの成果が上がっていないのではないかという懸念があり、根本から見直す必要があると考えるとの意見がありました。

これに対し執行部から、平成26年度の反省を踏まえて巻き返しを図るべく努力をしており、平成27年度においては収納率がかなり向上している。また、プロジェクトチームにおいては、各課の滞納案件を持ち寄って総括的に徴収に当たって努力しているとの報告がありました。

また、土地売払収入約1,000万円が未収となっているが、平成27年度中には必ず解決するという強い意気込みで取り組まないと解決しないと思われるが、どのように考えているのかとの質疑に対し、話し合いは継続中であり、今後は専門家を交えて丁寧に説明していきたい。平成27年度中には解決したいとの答弁がありました。

また、土木費の駐車場管理運営費について、指定管理者はふれあい公共公社でなければならないのか。シルバー人材センターであれば職員の社会保険料が不要になり、その分だけでも安価になると思うが、どのように考えているかとの質疑に対し、指定管理者は本来民間にやっていただくのがベストと考えている。駐輪場管理を機械化すれば人件費が大幅に抑えられることが見込めるため、多治見市の事例も視察して現状と比較・検討しており、指定管理者の対象として検討したい。現在のところは、平成28年度からの指定管理者は引き続きふれあい公共公社を考えているとの答弁がありました。

また、FM放送事業の番組「もくようみずほ」を再編して放送時間を30分に短縮したが、事



業費はどれだけ縮小できたのかとの質疑に対し、1時間番組であったときと年間ベースで比較すると約90万円の削減になるとの答弁がありました。

また、下水道事業への一般会計からの繰り出しが年々ふえているが、今後ふえないようにする方法を構築する必要があると思われるが、どのように考えるかとの質疑に対し、施設の維持管理は使用料で賄うのが原則。現有3施設の修繕は今年度でほぼ終了する。繰り出し基準内におさまるように今後も努力していくとの答弁がありました。

また、名古屋紡績跡地に商業施設が建設され、コミュニティ・プラント受益者分担金は幾ら増加したかとの質疑に対し、約1,000万円の増加であるとの答弁がありました。

また、総務費国庫補助金の予算額と決算額の差が非常に大きいのはどうしてかとの質疑に対し、地方創生先行型事業で3,005万5,000円、プレミアム付商品券発行事業で5,985万8,000円の交付が平成27年度に繰り越されているためであるとの答弁がありました。

また、児童手当から天引きされている保育料や給食費等について、天引き以外での徴収の強化を図る取り組みを考えているのかとの質疑に対しまして、口座振替や天引きで納まらない場合は、個別に納付相談を行っている。保育料等については、保育所長等による人的督促も行っているとの答弁がありました。

また、給食費の徴収について、当市のような公会計では教員等の協力を得て取り組むことは無理なのかとの質疑に対し、教員等の負担を軽減するために私会計から公会計に変更した経緯があり、再び私会計へ戻すことはできないし、協力を求めることも難しいと考えているとの答弁がありました。

また、学校に交付している補助金の精算行為におくれがあったと指摘されているが、精算できなかった理由と今後の改善策は考えているのかとの質疑に対しまして、学校に対する補助金の精算期限の指示に問題があり、出納整理期間内に処理できなかった。今後は、11月の学校訪問で監査を実施して執行状況を確認し、補助金の適正な処理について指導するとの答弁がありました。

また、市民センターの空調修繕で予備費を2度充用し、非効率と指摘されているが、今後の計画的な施設の維持管理の取り組みについてどのように考えているかとの質疑に対しまして、維持管理計画を立てていたが、計画よりも早く漏水してしまったことが原因である。市民センターについては、来年度大規模改修を計画しているとの答弁がありました。

また、福祉団体への運営費の補助とその返還について監査委員から指摘されているが、予算の積算段階で正確な金額の把握や早目の精算行為はできなかったのかとの質疑に対しまして、不確定要素が多くあり、約1,000万円の返還金が発生した。今後は、上半期で一度精査し、下半期での見込みをできる限り把握するように努力するとの答弁がありました。

また、いわゆるマイナンバー法の第27条に規定する特定個人情報保護評価書の公表はされて

いるのかとの質疑に対しまして、評価対象となる事務について特定個人情報保護評価を行い、市の公式ホームページで特定個人情報保護評価書を公表しているとの答弁がありました。

また、教育費の少年リーダー宿泊研修の決算額の記載がないが幾らかとの質疑に対しまして、補助金と参加者負担金を合わせまして36万5,000円であるとの答弁がありました。

その後、討論に入り、社会保障・税番号制度の導入には反対の立場であり、その関連の決算があるため、採決を棄権するとの討論がありました。

その後、賛成討論はなく、1名棄権で、採決の結果、全会一致で原案のとおり認定されました。

続きまして、議案第60号平成27年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）を審査しました。

本案については、他の常任委員会でそれぞれの所管部分について協議された結果、特に意見はありませんでした。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、小・中学校の備品購入費にAEDボックスがあるが、AEDがまだ設置されていないのかとの質疑に対しまして、AEDは既に購入してあるが、それを体育館に設置するためのボックスの購入費であるとの答弁がありました。

その後、討論に入り、社会保障・税番号制度の導入には反対の立場であり、その関連の補正があること、また目的が確定していない大月グラウンドの用地購入費の補正があるため、反対であるとの討論がありました。

その後、賛成討論はなく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第48号瑞穂市債権の管理に関する条例の制定についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、この条例の制定が安易な債権放棄と捉えられないようにすることが重要である。現在組織されている収納対策推進プロジェクトチームは、他の自治体への視察や勉強会といった組織の向上のための取り組みを行っているのかとの質疑に対し、このチームは平成22年度に発足した。平成24年度に債権管理条例の制定について検討した際、先進地の資料を取り寄せて勉強し、平成25年11月には先進地である愛知県西尾市へ視察に伺い、研修させていただいた。担当職員等への教育や、さらに条例の内容を精査する必要があったことから、今回の提案となったとの答弁がありました。

質疑の後、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第49号瑞穂市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑はなく討論に入り、社会保障・税番号制度の導入には反対の立場であり、その関連の条例改正であるため、反対であるとの討論がありました。

その後、賛成討論はなく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

以上で、総務委員会の委員長報告を終わります。平成27年9月18日、総務委員会委員長 若

園五朗。

○議長（小川勝範君） これより、議案第48号瑞穂市債権の管理に関する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第49号瑞穂市個人情報保護条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

○4番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

本案につきましても、マイナンバー制度の導入に伴う個人情報保護条例の一部を改正する条例であります。

先ほど反対の根拠について若干申し述べましたけれども、そのほかにも、これからは健康保険証や印鑑登録カードとの一体化、それから各種免許資格の確認、クレジットカードとしての

機能、そういう利用をしていくということで、本当に一元化の中身が、我々の日常のほとんど全てを網羅するような中身ですね。それは、国家権力との関係でいえば、まさしく個人の尊厳、それから表現の自由とか、さまざまな自由権に対する国家権力からの侵害、監視、こういう危険性が非常にあると思うんですよね。

さらには、これは本当に国民の皆さんが怒っていると思うんですけれども、要するに消費税の還付を個人番号カードで行うと。これはきわめつきですよ。おじいちゃん、おばあちゃん、子供、要するに個人番号カードを持ってうろうろしていたら、子供でも落としますよ、遊びに夢中になったりしてね。そういうことによって情報漏えいの問題が非常に危険になってくる。源泉徴収にしてみたって、雇用保険の離職票だとか、いろんなことを企業もやるわけですけども、そういうものが漏れる危険性が非常にあるわけですね。

この消費税のことは、特に私が許せないのは、公明党議員もいらっしゃるんだけど、軽減税率を選挙で公約しているんですよ。きょうも新聞協会でしたか、軽減税率にせよということで動きが出ていますけれども、買い物をして、そして後から2%分、それも上限4,000円で財務省の案だということですけど、そういうようなことをよくも言えたもんだなあ、軽減税率をやると言っておきながら。軽減税率というのは、物を買うときにはっきりと先に引いてもらう。だから、それをどうするかということで自公の中で協議をしている。だから、公明党はそういう意味で国民に対して約束したから、自民党に物を申している。そういうことは新聞で見えていますから、ぜひ公明党は頑張ってください、弱者の立場に立った税制を構築すべく頑張ってくださいというふうに思っております。

あと52号議案、60号議案がありますけれども、それについては反対討論はしませんので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川勝範君） 10番 古川議員。

○10番（古川貴敏君） 議席番号10番、清流クラブの古川でございます。

議案第49号は、番号法における特定個人情報の取り扱いと整合性を図ることを主目的とした改正案でございます。

本議案の内容を見ますと、1つは「個人情報」という文言が「保有個人情報」に改められ、保有の概念が導入された改正案となっておりますが、ほかの改正はほとんどが、先ほど西岡議員も申されたとおり、番号法に伴うものでございます。

先ほどマイナンバー制度そのものに反対であり、よって本議案にも反対すると。これに絡む議案にも反対されるという討論がございましたが、個人個人の考え方の違いは仕方がないといえども、この番号法は既に国で成立した法案でございます。

そして、さらにこのマイナンバー制度は、法定受託事務でございます。すなわち法令上、事務の受託が義務づけられているということでございます。地方自治法第245条の8で法定受託事務について、執行に批判のある者、また執行を怠る者がある場合において、是正の勧告をすることができる定められております。これは、全国の自治体がコンプライアンスを求められているということでございます。

少し古い話になりますが、たしか平成15年だと思いますが、このときに制定されました住基ネットのときには、国立市を初め幾つかの地方公共団体が反対であり、接続を拒否する自治体があったようでございます。しかし、このマイナンバー制度に移行するに当たっては、最後まで住基ネットを拒否してまいりました福島県の矢祭町さんですが、この矢祭町さんでさえその接続を開始したようでございます。理由は、先ほど申し上げましたとおり、マイナンバー制度が法定受託事務であり、事務の受託が義務づけられているからだということでございます。

こういったことから考えますと、マイナンバー制度との整合性を図ることを主目的とした本議案に反対することは、議員としてのコンプライアンスも問われているのではないのでしょうか。すなわち、社会が成り立つための最低限のルールという視点から見て、議員みずからが法令遵守に背くことになるかと私は考えます。

以上のことにより、私はこの議案に賛成するものであり、これを賛成討論とするものであります。

○議長（小川勝範君） ほかに。

反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 3番 くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） 議席番号3番 くまがいさちこです。

議長の采配がこの間から変わりました、それまでは反対討論とか、賛成討論とか、言いたい人は言えたんですけども、反対、賛成、反対、賛成と順番どおりやるので、今の古川議員の賛成討論がなかったら私は発言できませんでした。ありがとうございます。よかったです。

それで、議案第49号瑞穂市個人情報保護条例の一部を改正する条例について反対をいたします立場で討論いたします。

6月議会で、マイナンバー制度のシステムの予算について、そもそも反対をいたしました。そのときに私がここで述べたことは、大まかにしか今は述べません。

まず費用対効果が非常に疑問であるということ、それから情報管理が非常に不安であるということ、それから導入先進国ではもう既に見直しに入っているということ、非常に大まかに3つにまとめまして、今ですよ。もうちょっと6月議会は詳しく言いましたが、具体的には、もっと細かくは今西岡議員が言われましたけど、反対をいたしました。

今、さらにつけ加えます。そもそも論です。

これは、総務委員会で述べましたが、ちょっとまとめの中にはそこまで入れていただけなかったので、ここで改めてもう一回述べます。

今、議員をやって12年目ですが、国とか行政とか政治家の役割は何なんだろうと非常に考えてまいりまして、今、手にしている結論は、市民、国民を管理するというのが国、行政、政治家の仕事ではない、逆だという私の12年目の結論です。個人の暮らし、日々の生活の安心と安全、幸福度を支えるのが私たち政治家、行政の役割だと総務でも申し上げました。

その観点からいきますと、今の日本国の流れは真逆でございます。きのう、きょうも強行採決が行われておりますが、真逆です。

日本は、弱肉強食、格差、頑張った者が救われると、頑張った者を支援すると、こういう方針ですね。だから、弱者の人は頑張らなかつた人に入れられちゃっているんです。

で、一言触れますが、ヨーロッパでは今難民の受け入れに大わらわです。これは、そもそも今度、きのうからきょうやっているアメリカと戦争をするという、これはイラク戦争を発端とする難民なんですね、あの人たちは。それをヨーロッパで受け入れるので大わらわなんです。つまり、私の今言っている国とか政治とか政治家の役割は、やっぱり助け合うということです。

考え方をもうちょっとだけ述べさせていただきます。

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君に申し上げます。

議案第49号に対して、反対討論を述べてください。

○3番（くまがいさちこ君） 私だけ言わないでください。

そもそも論を申し上げております。

今の国のやり方は、弱肉強食です。これは、今の生物学ではもう成立しない考え方なんです。やっぱりバランスなんです、全部、弱者も含めて。動物の世界もそうだそうです。

ということで、そもそもこのマイナンバー制度が含まれている議案なわけですが、私が考える政治家、国家、行政がやるべきこととは全く方向が反対。そして、多くの国民もそれに気がついてきている中の一つですので、マイナンバー制度は。

最後に、最近の新聞によりますと、認証カメラを設置すると言っていますね、受付のところに。本人かどうかをはかるために、ここまでやるんですね。行政の方々のお金の使い方、そして手間暇は大変なものです。これも含めて非常に無駄だと私は思っています、お気の毒だと思っていますので、それも含めて反対しますので、反対討論といたします。

○議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第52号平成26年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第52号は委員長報告のとおり認定されました。

これより議案第60号平成27年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 議席番号8番 松野藤四郎でございます。

議案第60号平成27年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）についてであります。

予算書の17ページに、総務管理費の財産管理ということで設計費が211万円出ております。

これは、第3庁舎の整備ということでございます。

これのお話を聞いていますと、現在、穂積駅前南にあります2分団の一部を第3庁舎へ持つ

てくるわけですがけれども、私が思うのは、この消防団ね、1つふえて7つになるんですがけれども、長期展望といいますか、長期計画をしながらこの第3庁舎を整備して使ったほうがいいんじゃないかと。今、第1庁舎に瑞穂市消防団の本部もあります。ですから、その消防団本部も第3庁舎へ持ってきて、そして第2分団もそこへ入って整備計画をするというんじゃないかということでございます。したがって、総務委員会でそういったお話がされたのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（小川勝範君） 総務委員長 若園五朗君。

○総務委員長（若園五朗君） ただいま8番 松野議員から質問が出ました補正予算の17ページの財産管理費の委託料の庁舎改修工事の210万6,000円の件につきまして、第3庁舎の改修、第2分団は今本町にございますけれども、本町には可搬1台、そして本館のところの北側の本庁舎の下に2つの自動車の車両が置いてありますけれども、それを今回第3庁舎へ持ってくるということですが、具体的に本部の施設の移転とか、そういうことは考えていない。あくまでも第2分団の車2台を第3庁舎へ持って行って、本町の第2分団のいろいろ水回り関係等については、こちらで全部一括してやるということでございます。以上で報告とします。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 今、委員長から説明がありましたけど、これはその件について執行部からの説明ということですね。委員会としては別に何もお話をされておらんと、委員としてから。そういうふうでいいですね。

○議長（小川勝範君） 総務委員長 若園五朗君。

○総務委員長（若園五朗君） 8番 松野藤四郎議員の質疑の回答ですが、総務委員の委員から具体的に本部を移転する等の質疑はなく、執行部のほうの予算説明でございました。以上でございます。

○議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川勝範君） 3番 くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） 議席番号3番 くまがいさちこです。

この補正予算の中に、教育費、（仮称）大月運動公園用地取得2,300万4,000円が計上されて



いるので反対いたします。

理由を述べます。

大月運動公園（仮称）となっていますが、目的は確定されているのでしょうか。行政からの説明では、「多目的広場」とこの9月議会で言葉は聞きましたが、初めから多目的広場という目的でしたら、いきなり陸上競技場になったりはしなかったわけです。それがなしになった後、多目的広場として確定したと、目的が。その説明は一切受けておりません。目的のない土地は買えないはずなのに、なぜ土地を買う話が先行するのでしょうか。

市に土地を買ってもらいたいという地権者が大変多いんですね。そこに議員が入って市が買うことにするという、これも話でした、そもそもは。当時、文教厚生じゃなくて文教でしたけど、委員会で、そこで出てきた話でした。目的は後からついてきたわけです。下穂積公園も同じにおいがいたします。

ということで、陸上競技場がなしになって、その後、目的がはっきりしているんなら、はっきり説明していただかなくては困ります。多くの市民の意見もかかわった土地です。

以上で反対討論を終わります。

○議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第60号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第21 発議第7号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（小川勝範君） 日程第21、発議第7号地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書を議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

13番 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 議席番号13番 若井千尋です。

ただいま小川議長より発言の許しをいただきましたので、清水治議員、庄田昭人議員に御賛同いただきまして、地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書案を提出させてい

たきます。

なお、趣旨説明は朗読をもってかえさせていただきますので、よろしくお願いたします。  
地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書案。

将来にわたっての「人口減少問題の克服」と「成長力の確保」の実現のためには、総合戦略の政策パッケージを拡充強化し、「地方創生の深化」に取り組むことが必要である。

政府は6月30日、平成28年度予算に盛り込む地方創生関連施策の指針となる「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」を閣議決定した。

今後は、全国の自治体が平成27年度中に策定する「地方版総合戦略」の策定を推進するとともに、国はその戦略に基づく事業など“地域発”の取り組みを支援するため、地方財政措置における「まち・ひと・しごと創生事業費」や平成28年度に創設される新型交付金など、今後5年間にわたる継続的な支援とその財源の確保を行うことが重要となる。

そこで政府においては、地方創生の深化に向けた支援として、下記の事項について実現するよう強く要請する。

1. 地方財政措置における「まち・ひと・しごと創生事業費」と各府省の地方創生関連事業・補助金、さらには新型交付金の役割分担を明確にするとともに必要な財源を確保すること。

2. 平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費（1兆円）」については、地方創生に係る各自治体の取り組みベースとなるものであるから、恒久財源を確保の上、5年間は継続すること。

3. 平成28年度に創設される新型交付金については、平成26年度補正予算に盛り込まれた「地方創生先行型交付金」以上の額を確保するとともに、その活用については、例えば人件費やハード事業等にも活用できるなど、地方にとって使い勝手のよいものにする。

4. 新型交付金事業に係る地元負担が生じる場合は、各自治体の財政力などを勘案の上、適切な地方財源措置を講ずるなど意欲のある自治体が参加できるように配慮すること。以上でございます。

なお、提出先は、内閣総理大臣 安倍晋三殿、財務大臣 麻生太郎殿、総務大臣 高市早苗殿、地方創生担当大臣 石破茂殿。以上でございます。

地方自治法第99条の規定、瑞穂市議会会議規則第13条の規定によって提出をさせていただきます。

以上、御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小川勝範君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第7号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、発議第7号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 議席番号8番 松野でございます。

この財源は確保しなアカンですけども、ちょっと字句の問題ですけども、上から7行目、「今後は、全国の自治体が平成27年度中に策定する地方版総合戦略の策定を推進するのとともに」と言っておるんですけど、「策定を推進するとともに」というふうではないかと思えますけど、ちょっと確認をしたいんですけど。

○議長（小川勝範君） 発議者、若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 議席番号13番 若井でございます。

今の松野議員の質問にお答えをさせていただきたいと思えますけど、これ文章の言い回しかなどと思えますけども、読み返してみまして、「策定を推進するのとともに」ということで、言葉の違いがそんなに大きいとは感じないんですけども、いかがでございましょうか。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 「地方版総合戦略の策定を推進するとともに」ということですね。

今のはちょっと解釈がよくわかりませんが、もう一度。

○議長（小川勝範君） 若井君。

○13番（若井千尋君） 議席番号13番 若井です。

意味がわかりやすい文章のほうがいいと思えますので、もしこの内容で解釈しづらいということであれば、この文章の「推進するのとともに」が聞きづらいのであれば、「推進するとともに」で訂正させていただければと思えます。以上でございます。

○議長（小川勝範君） ちょっと確認をいたします。

若井千尋君、もう少しわかりやすく説明してください。

○13番（若井千尋君） 13番 若井でございます。

意味は御理解していただければと思えますので、このまま提出させていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（小川勝範君） ほかに質疑はございせんか。

〔「もう一回確認です」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 引き続き松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 先ほど若井さんは訂正しますよと言われたんですね。もう一回出し直しますよというようなことをここで言っておったんですけど、全然違うことを言ってるんですね。どちらが正解でしょうか。

○議長（小川勝範君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 休憩を求めます。事務的なことで確認したいと思いますので。

○議長（小川勝範君） では、暫時そのまま休憩をいたします。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時23分

○議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

先ほどの発議第7号について、字句の訂正等については、議長に一任をしていただきたいと思います。と思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。

そのほか御質問ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第7号を採決いたします。

発議第7号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、発議第7号は原案どおり決定をされました。

---

#### 日程第22 発議第8号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（小川勝範君） 日程第22、発議第8号子宮頸がん予防ワクチンの副反応に対する医療支援の実施を求める意見書を議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

6番 庄田昭人君。

○6番（庄田昭人君） 議席番号6番 庄田昭人。

議長のお許しをいただき、発議第8号、平成27年9月4日、瑞穂市議会議長 小川勝範様。発議者、庄田昭人、賛成者、藤橋礼治議員、賛成者、若井千尋議員、賛成者、清水治議員の賛成者をもって意見を報告させていただきます。

子宮頸がん予防ワクチンの副反応に対する医療支援の実施を求める意見書について、説明は朗読をもってかえさせていただきます。

地方自治法第99条の規定に基づく上記の議案を、別紙のとおり瑞穂市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

子宮頸がん予防ワクチンの副反応に対する医療支援の実施を求める意見書。

予防接種法の改正により、平成25年4月から子宮頸がん予防ワクチン（ヒトパピローマウイルス感染症予防ワクチン）が定期接種とされたが、接種後の副反応事例が相次いで報告されたため、同年6月に厚生労働省は、積極的勧奨を行わないよう、全国の地方公共団体に勧告しました。

副反応の中には、全身の痛み、歩行困難、記憶障害等の重い症状もあり、日常生活に※大きな支援を求めている方もおります。

しかしながら、副反応の治療法はいまだ確立されておらず、また、被害者に対する国の補償も実施されていないのが現状です。被害者は中高生などの若年者であり、このままでは将来への不安も含め、被害者の置かれた状況は深刻さをますばかりです。

よって、本市議会は政府に対し、地方自治体と協力し、被害者の救済を早期に実現するため、以下の事項に取り組むことを強く要請します。

1. 予防接種健康被害救済制度の積極的、かつ迅速な適用を図ること。
2. 子宮頸がん予防ワクチンの接種と副反応について、その因果関係を解明し、各副反応の治療法の確立に向けた取り組みを一層推進すること。

提出先、衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 山崎正昭殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、総務大臣 高市早苗殿、厚生労働大臣 塩崎恭久殿。

意見書として、また御審議をよろしくお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（小川勝範君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第8号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いましたが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、発議第8号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

※ 後刻訂正発言あり

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「語句の訂正を求めます」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 提出者、庄田君から訂正の申し出がございました。

庄田議員。

○6番（庄田昭人君） 語句の読み間違いがあったということでありますので、上から文章の6行目であります。

「大きな支障を来している」ということが正解であります、「大きな支援」と言ったよう  
でありますので、訂正をさせていただきます。「大きな支障を来している」ということで、訂  
正をさせていただきます。

○議長（小川勝範君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 質疑はなしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第8号を採決いたします。

発議第8号を原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第23 発議第9号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（小川勝範君） 日程第23、発議第9号揖斐川及び根尾川の治水安全度の向上に関する意見書を議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

12番 清水治君。

○12番（清水 治君） 議席番号12番 清水治です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、藤橋礼治議員、若園正博議員、庄田昭

人議員、若井千尋議員、古川貴敏議員、河村孝弘議員に御賛同いただきまして、揖斐川及び根尾川の治水安全度の向上に関する意見書を提出させていただきます。

なお、趣旨説明は朗読をもってかえさせていただきますので、よろしく願いをいたします。  
揖斐川及び根尾川の治水安全度の向上に関する意見書。

瑞穂市は、東に長良川、西に揖斐川など、市内に18本の1級河川が流れ、これまでもたびたび、大きな水害を受けました。特に、長良川が決壊した昭和51年の9・12水害においては、この地域の多くが床上浸水の被害を受けました。

今回の台風18号の影響による豪雨により、茨城県や宮城県においては、堤防が決壊し多数の死者・行方不明者・負傷者が続出し甚大な被害を受けました。

近年、頻発する集中豪雨による被害が日本各地で発生しており、本市においても、同様な被害が起こる可能性があります。

よって、予算確保が厳しい中ではありますが、本市の「安全で安心して暮らせるまちづくり」を推進するために、下記事項の推進を強く要望します。

揖斐川及び根尾川において、流水を阻害する立木を撤去すること及び十分な河川断面を確保するため河床を掘削すること。

なお、提出先は、国道交通省木曾川上流河川事務所長 大澤健治様。以上でございます。

地方自治法第99条の規定に基づく上記の議案を、別紙のとおり、瑞穂市議会会議規則第13条の規定により提出をいたします。

以上、御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（小川勝範君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第9号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、発議第9号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川勝範君） 2番 堀武君。

○2番（堀 武君） 堀武。

発議者に少し質問をしたいと思っております。

ここに掲げられているのは、揖斐川及び根尾川の治水安全度の向上に関する意見書でありますけれども、ここに少しうたわれているように、長良川の堤防決壊と、それによる被害という

ことがうたわれております。

ということは、今、長良川水系というんですか、流木による、集中豪雨による被害等に関する危険性もありますし、マウンドというんですか、河床の掘削という課題も大いにあると思っています。長良川河口堰による堆積土の搬出問題も現実起こっておるものですから、できればこの意見書に長良川水系も含めていただくと幸いだと思って、その点、いかがなるものかと思って質問させていただく。以上でございます。

○議長（小川勝範君） 発議者、清水治君。

○12番（清水 治君） 堀議員の質問にお答えさせていただきます。

確かにここにもうたいましたように、前回長良川が決壊したということで、長良川も入れたらどうだということでしたけど、実際に私もちょっと調べたんですけど、長良川のほうはダムがないということで、結構河川のほうに力を入れて、立木を切ったりとか、河床を掘ったりとかをやってみえる。揖斐川・根尾川のほうをちょっと調べさせていただいたら、本巣とか揖斐川の大野町の上のほうは結構やられていると。ただ、見ますと、私どもの住んでいる揖斐川と根尾川の合流地点より南とか、そういったところが今まで手をつけられたことがないというような感じがするんですね、物すごく木が生えておるということで。ですから、私が今度意見書を出させていただいたのは、優先的にまずそこをやっていただきたいということで、意見書を提出させていただいたということで、御理解をいただきたいなというふうに思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 堀武君。

○2番（堀 武君） 清水議員のおっしゃることはよくわかっておりますけれども、今、下畑を含めて流水というんですか、水の被害の件に関して言われております。

あの問題というのは、僕少し言いましたが、長良川河口堰の堆積の問題が非常に多くなって、現実的には少しはやっているような気がしますけれども、やはりその辺のことも考慮すると、水系を加えていただきたかったと。揖斐川及び根尾川の件に関してはよく存じ上げておりますけれども、また機会がありましたら、今、産建の委員長もやっておられることですから、ぜひ一度検証していただいて、これとは別に議員の皆さんの同意を得て、木曾川上流河川事務所の所長様宛てに意見書を出していただくことを切に希望しまして、私の質問を終えたいと思います。以上です。

○議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。



まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第9号を採決いたします。

発議第9号を原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、発議第9号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第24 議員派遣について

○議長（小川勝範君） 日程第24、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、議員派遣についてを、会議規則第169条の規定により提出しております。内容については4件ございます。

事務局長から説明をさせます。

○議会事務局長（広瀬照泰君） 議長にかわりまして、4件説明いたします。

まず1件目は、平成27年10月22日に東海市議会議長会主催の理事会研修会が可児市において開催されるため、受講決定された人数により調整した議員を派遣するものです。

2件目は、平成27年10月28日と29日の2日間、先進事例地であります愛知県知立市の議会改革、議会活性化についてと静岡県藤枝市の中心市街地活性化について視察研修をするため、議員全員を派遣するものです。

3件目は、平成27年11月5日に中濃十市議会議長会主催の議員研修会が羽島市で開催されるため、議員全員を派遣するものです。

4件目は、平成27年11月15日に議会報告並びに意見交換会を市民センター大ホールにおいて開催するため、議員全員を派遣するものです。以上でございます。

○議長（小川勝範君） 以上4件につきまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定をいたしました。

なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、派遣の内容に変更が生じた場合、議

長に一任願います。

〔「議長、休憩動議をお願いします」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 庄田君から休憩動議が出ました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時43分

再開 午前11時44分

○議長（小川勝範君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど文教厚生委員長から、委員長報告の中で内容等の若干の訂正をしたいという申し出がございましたので、訂正に対して許可をいたします。

庄田昭人君。

○文教厚生委員長（庄田昭人君） 議席番号6番 庄田昭人。

文教厚生委員会委員長報告の部分でございます。

報告書の10ページでございますが、この部分において1行目、「議会が認定しなくても影響はないが、議員としての合理的責任は免れない」という一文でありました。

しかし、発言者もここの質問席に立ちまして、ここは道義的というふうですよということは報告をされましたが、委員長報告としてもここの部分は訂正をさせていただきたいと思います。

「議員としての道義的責任」ということで訂正をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

---

#### 閉会の宣告

○議長（小川勝範君） これで本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

平成27年第3回瑞穂市議会定例会を閉会いたします。御苦勞さんでございます。

閉会 午前11時46分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成27年9月18日

瑞穂市議会 議長 小川勝範

議員 若井千尋

議員 若園五朗